

現代社会を『関係性』という観点から考える

⑬ 「自分は誰かとつながっている」という感覚があるかということ

更生保護官署職員（認定社会福祉士・認定精神保健福祉士）

三浦 恵子

連載 14 では『「開く」ことと「閉じる」こと』について書かせていただきました。その後、連載 15 では『つながりが支えるところ』と題して、我意を通し続けた結果「閉じる」生活となってしまう社会的孤立に至り、心身状態の悪化を招いた高齢者（単身生活者）の事例を紹介しました。連載 16 では、連載 14、15 の流れを引き継いで、『「見える」ことと「見えない」こと』という切り口から、現代社会を関係性という観点から考えてきました。それを受けて前回の連載 17 では、これまで述べてきたことを踏まえ、「地域社会」との「関わり方」を考えるというタイトルで、まさに「地域社会」との「関わり方」を私なりに考察してみました。つまり、「地域社会」で生きるということ、について考えてきたともいえます。

一方で、現代社会においては、(望まない)「孤立」「孤独」が問題となっています。支援機関とつながらないまま命を落としてしまうような事態になったり、拡大自殺的な事件が発生する例もあります。例えば家族介護が行き詰ってしまった上での介護殺人、子育てに悩んだ末の子殺しなどがその例であると言えますし、昨年 12 月に大阪のクリニックで発生した大規模な放火事件は、被疑者も死亡し、い

わゆる拡大自殺的な側面を持っていると考えられます。

1 「29 人と 19 人」この数字が示すもの

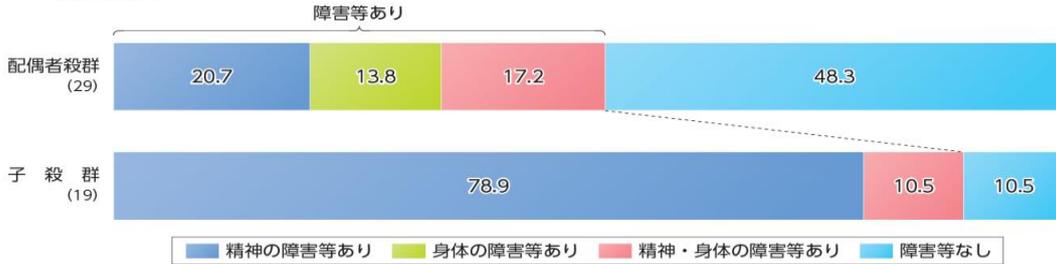
(平成 30 年版犯罪白書より)

法務総合研究所が毎年発行する「犯罪白書」では、ルーティン部分に加えて特集が掲載されます。少し古い話で恐縮ですが、平成 30 年版犯罪白書の特集は「進む高齢化と犯罪」でした。法務総合研究所によって行われた特別調査の結果が特集部分に掲載されていますが、その 1 つに「29 人と 19 人」という数字が出てきます。ここではこの「29 人と 19 人」という数字が示すものについて考えたいと思います。(以下参考及び文献出典 平成 30 年版犯罪白書(法務総合研究所))

平成 30 年犯罪白書 特集「進む高齢化と犯罪」特別調査Ⅱ 殺人

調査：殺人事犯者と被害者との関係別構成比を比較したところ、高齢群では、親族殺が約 7 割だった(非高齢群では 4 割)。そして「29 人と 19 人」とは、上記調査対象となった高齢群(殺人事犯者)のうち「配偶者殺群=29 人」「子殺し群=19 人」ということを示している。

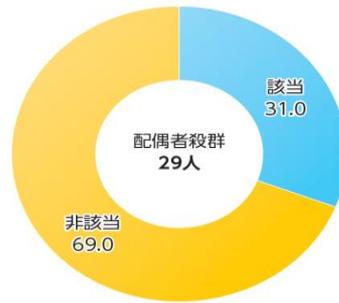
① 心身の障害



② 要介護・寝たきり



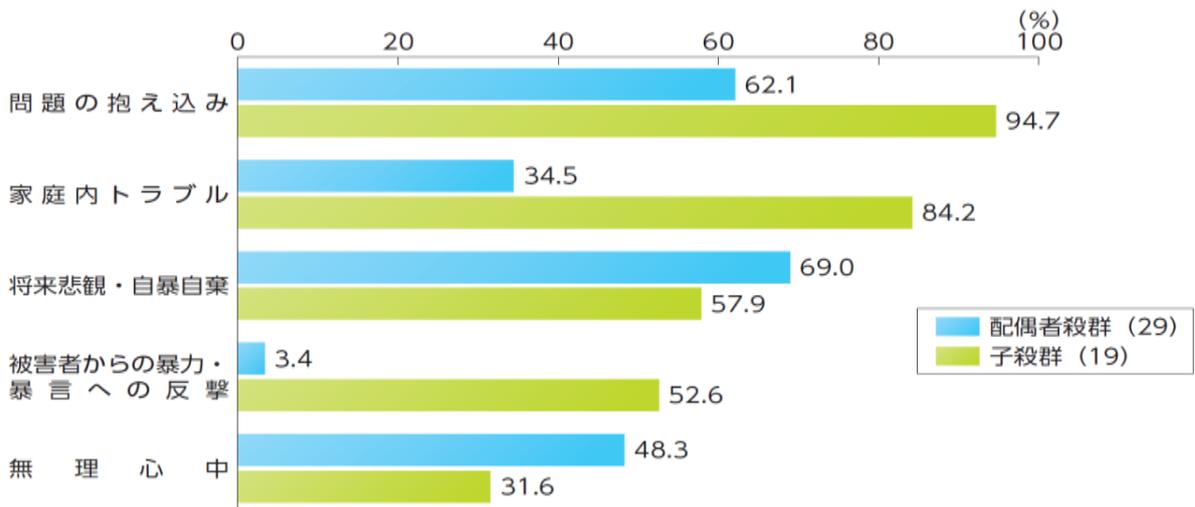
③ 認知症



高齢・配偶者殺群の特徴：被害者が精神・身体の障害等を有する割合が約 5 割、要介護・寝たきり／認知症の状態にある割合が約 3 割であった。

高齢・子殺群の特徴：被害者が精神の障害等を有する割合が約 9 割。動機・背景は、約 9 割に問題の抱え込みがあり、過半数に被害者（子）からの暴力・暴言への反撃がある。

高齢殺人事犯者の犯行動機・背景（配偶者殺・子殺別）



課題と対策（平成 30 年版犯罪白書に掲載されたもの）

要介護・寝たきり、認知症を含む精神・身体に障害を有する配偶者に対する殺人の防止⇒実情を共有することなどにより地域の福祉・医療の協力を要請

子に精神の障害があり、問題を抱え込む高齢者に係る高齢者に係る家庭内殺人（子殺し、親殺し）の防止⇒少年鑑別所の地域援助等専門的知見を有する機関の活用

2「望まない孤立」を防ぐために

上記1で記載したように、高齢者による介護殺人を防ぐためには、関係機関との連携の必要性が必要となってきます。つまり、関係機関が介入することで、当事者の問題の抱え込みを防ぎながら、介護する側とされる側双方に適切な対応を行うことが重要であると考えられます。

しかし、私の経験上、関係機関の介入それ自体が難しい時もあります。関係機関が介入するには、「地域包括支援センター」等のしかるべき相談機関につながり、そこで自分の家庭で起きている物事を相談しなければなりません。それをよしとしない雰囲気は今もなおあります。

「だって家族だからあたりまえ」という気持ちで関係機関の介入など想定すらできないケースもあれば、当事者はとても苦しくて何らかの支援を求めている、介護に関わっていない親族が関係機関の介入をよしとせず、当事者のみに任せることを強く希望する（というよりも圧力をかける）ようなケースもあります。特に家族介護の場合、誰がケアを担うのかということはその家族の中における役割意識や力関係で決まってくることもあります。「長男の嫁だから当たり前」「世話になったのだから当たり前」という様々な理由で、ケアを担う者が親族間で決定されてしまうことも往々にしてあります。

その典型的な例とも考えられるのが、2019年10月に兵庫県で発生した、孫にあたる22歳の幼稚園教諭が惹起した祖母の殺害事件でした。複雑な成育歴を持ち児童養護施設での生活も経験しているこの22歳の女性は、「祖母に短期大学の学費を出してもらったのだから当たり前」という親族の強い意向により、幼稚園教諭として稼働しながら祖母の介護を任されていました。しかし祖母の状態は、ケアに対する抵抗が強いという難しい状態であり、22歳で介護の経験も浅く、社会人としてのス

タートを切ったばかりの女性1人の手には余るものでした。勤務先の幼稚園に話しても十分な理解を得られなかったようです。しかしこのような厳しい状況であるにも関わらず、実際に介護に関わっていない親族が外部に支援を求めることを許さず、結果的に女性が祖母を殺害するという事態に至っています。裁判ではこうした事情も考慮されたのか、女性に対しては懲役3年執行猶予5年の執行猶予判決が言い渡され、社会内で生活しながら更生する道が示されました。しかし、女性の実父や叔母などの親族はこの判決を「甘い」と判断し、釈放された女性に対する支援はなされなかったようです。何とか公的な支援が入り住まい等は確保できましたが、女性は再び孤立に陥りかけました。そこに手を差し伸べたのは親族ではなく、女性の同級生の家族や、大きく報道されたこの事件の加害者である女性に対して気持ちを寄せる全国の見知らぬ人々だったといえます（毎日新聞等の報道）。この事件を契機に、若くして親族の介護を担う「ヤングケアラー」をどうやって支援していくかということが社会の課題として改めて認識され、「ヤングケアラー」やその支援に関する書籍の発行や研修が多く行われるようになっていくこと自体については、私自身は喜ばしいことであると考えていますが、一方でこれが一時のムーブメントで終わらないことを願っています。また、「ヤングケアラー」は家庭の問題として外部に出されないことも少なくなく、公的機関につながることなく埋もれてしまいやすいということを考える必要があると考えています。

私自身も、業務や自身の親族の介護で関係機関との協議の場に臨むことが少なくありませんが、あるケア会議で、その地域を管轄する地域包括支援センターのスタッフの方から

「その問題は、うち（当該地域包括支援センター）に対して情報・相談は入っておりません」「本当にそのような問題は起きているのでし

ようか（うちが知らないのなら、ないはず）」
「うち（地域包括支援センター）のことを知らない住民なんて、今どきいない（はず）」
という発言がなされたのを実際に聞いたことがあります。確かに、当該地域包括支援センターの運営母体は、その地域をカバーする大きな病院でした。確かにその病院（法人）の知名度は高く、そのことに対する誇りを持って仕事をされているのでしょうか。ただ、この会議の直前には、東京都内のある区において、ひきこもりの息子を元政府高官の方が殺害する事件が発生しており、主治医以外の誰にも相談できなかったことが報じられていました。当該自治体で実施された地域包括支援センターの認知度に対するアンケート調査において、地域包括支援センターを「知らない」と答えた割合は、高齢者一般で 33.7%（要支援認定者は 15.7%、要介護認定者は 22.7%と「知らない」の割合は低い）、「これから高齢者」の世代では「45.0%」であり（当該自治体資料）、実際に介護等に直面する世代が「あたりまえ」に知っている機関ではないと私は考えています。それを「運営母体が有名な病院だから知っている当然」「うち（地域包括支援センター）に情報がはいっていないのだから、そのような問題は存在しない」と言い切る姿勢については正直驚きましたし、「運営母体の規模や著名度はさておくとして、高齢者や介護に縁が薄い世代や世帯にとっては『包括』って何？というのが現実ではないか。みんなが知っているはず、うちに相談がないということは地域課題がないはずという考え方では、地域課題を見落とすことになりかねないか懸念を感じる。」といった意見を伝えましたが、あまりピンとこられていないようでした。「なんでそんなことをいわれないといけないの」という反応でした。これはチームを組む相手としてはかなりしんどいなと感じたのが正直なところです。

私自身、更生保護官署職員という、決して知名度が高いとはいえない（刑務所等に比較し

て圧倒して職員が少ないので、なかなか仕事のイメージが湧きづらいのでしょうか）仕事を続けており、業務内容を聞かれることも慣れていますので、最初の段階で自分の機関やその役割をパンフレットなど用いて説明し、刑事司法の手續等で分かりづらい点があれば何度でも説明をします。「そんなん分かってあたりまえ」と思うことは傲慢だとすら思っています。

3 国による孤独・孤立対策 内閣官房に孤独・孤立に取り組むセクション設置

国による孤独・孤立対策についても進められています。内閣官房には孤独・孤立対策に取り組むセクションが設けられ、緊急フォーラム等が開催され、HP には各種メッセージ、「緊急支援策のご案内」等パンフレットが掲載されています。このパンフレットは随時更新されていますが、R3.5.24 付「緊急支援策のご案内」パンフレットを見る限りでは、支援についてはかなり幅広い情報が掲載されていると感じました。当事者への直接支援だけではなく、孤立対策に取り組む各種民間団体に対する国としての支援策が打ち出されています（参照：内閣官房HP）。

孤独・孤立対策に取り組む NPO 等への各支援策→支援対象団体 内容

生活支援等・自殺防止対策

支援対象団体：自殺防止対策や生活困窮者支援を行う NPO 法人（補助率 10/10）

内容：自殺防止対策を行う NPO 法人への助成（15 億円）→相談体制強化、相談員等の養成、自殺防止対策の情報発信の強化、生活困窮者等に対する支援に関する活動を行う NPO 法人等への助成（2 億円）→コロナ対応として緊急性がある事業であって、生活困窮者やひきこもり状態にある者に対して、電話・SNS 相談、居場所づくり、学習の支援、生活上の支援、住まいの確保などに関する活動を広域的に行う NPO 法人等に対し当該活動費に対する助

成を行う。

フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供に係る補助

支援対象団体：子ども食堂等向けの食品の受入れ・提供を拡大する NPO 法人、学校給食、子ども食堂に食材を提供する NPO 法人、子ども食堂等の取組を行う団体 内容：フードバンクへの支援（4 億円）。新たに従来の予算の補助対象（スタートアップ団体）のみならず、全団体を補助対象に補助率 10/10 で支援。子ども食堂への 1 取組当たりの補助金の下限を半減（100 万円→50 万円）、実施施設数の要件を半減（20 施設以上→10 施設以上）。政府備蓄米の子ども食堂への無償交付の上限引き上げ（1 団体当たりの交付数量の上限を引き上げ年間 60 キロ→90 キロ）

子供の居場所づくり

支援対象団体：地方自治体の委託を受け、子ども食堂、学習支援等の子供の居場所づくり等の活動を行う団体（NPO 法人に委託している地方自治体に対する緊急支援）

内容：既存の支援事業：①実施調査・計画策定（補助率 1/2、補助基準額 300 万円）、②子供等支援事業（子供たちと「支援」を結び付ける事業、連携体制の整備、研修の実施（補助率 1/2、補助基準額 1500 万円～300 万円）、緊急支援事業（つながりの場づくり緊急支援事業）：（補助率 3/4、委託団体当たり 125 万円→子ども食堂、学習支援といった子どもの居場所づくりなどを NPO 等に委託し子どもを行政等の必要な支援につなげる事業（委託費が総事業費の 8 割以上の場合に限る）

女性に寄り添った相談支援

支援対象団体：地方自治体の委託を受けて、コロナ禍で不安を抱える女性に寄り添った相談支援等を行う団体（NPO 法人に委託している地方自治体に対する緊急支援）内容：地域女性活躍支援交付金について時限的に地方自治体がコロナ禍で不安を抱える女性に寄り添った相談支援等を NPO 等に委託した場合に国の

補助率を引き上げる、追加措置部分としてつながりサポート型（孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう NPO 等の知見を活用（総事業に占める委託の割合が 3/4 以上）した決め細かい支援

住まいの支援

支援対象団体：公営住宅や建替予定等を UR 賃貸住宅の空き住戸を新型コロナにより住まいに困窮する者にシェアリング等の形で転貸し、就労等を見据えた自立支援を行う団体、孤独・孤立対策として、入居後の見守り等の支援活動を行う NPO 等の居住支援法人

概要①：公営住宅や建て替え予定等の UR 賃貸住宅の空き住戸を、NPO 法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与、当該 NPO 法人等が新型コロナにより住まいに困窮する者にシェアリング等の形で転貸することで、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みを新設。

報告者注：公営住宅については本来入居者の入居を阻害しない範囲で、空き住居を活用、目的外使用に当たり大臣承認手続きを簡素化（地方整備局等への事後報告で可）（4 月 1 日施行）。UR 賃貸住宅については、UR が居住支援法人等を公募し、一定期間、低廉な家賃で空き住戸を貸与、居住支援法人等が、住まいの提供や就労等を見据えた居住者の自立支援等を実施（4 月以降に実施）。こちらも UR 賃貸住宅の本来の入居希望者への供給や UR 全体の経営に支障が生じない、かつ、現入居者に著しい影響のない範囲で行うとなっている。

概要②：NPO 法人等が実施する住宅確保要配慮社に対する支援活動の補助事業につき、入居後の見守り等の支援活動を行う場合に、補助上限額を 200 万円引上げ。居住支援法人への支援（居住支援協議会等活動支援事業）（5 億円）→居住支援法人が行う次の活動に対する補助：①入居前支援、②入居中支援、③死亡・退去時の支援、④セミナー・勉強会等の開催

(①は必須、②～④は任意)

補助上限額 1000 万円 (補助率 10/10) 交付決定額の範囲で実績に応じて補助金を交付→孤独・孤立対策として見守り等を実施する場合は補助上限額 1、200 万円 (外国人向け居住支援も)

4 R3. 12. 28 孤独・孤立対策推進会議決定「孤独・孤立の重点対策」概要

項目 3 に関連し、令和 3 年 12 月 28 日には、標記重点対策も決定されました。概要は以下のとおりです (内閣官房HPで「孤独・孤立の重点対策」を検索すると、詳細を確認できます)・

①孤独・孤立対策の現状

新型コロナ感染拡大前：職場・家庭・地域で人々に関わり合い支え合う機会の減少→「生きづらさ」や孤独を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化

新型コロナ感新型コロナ感染拡大後：交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失など→社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化

②孤独・孤立対策の基本理念

- (1)孤独・孤立双方への社会全体の対応
- (2)当事者や家族等の立場に立った施策の推進
- (3)人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

③孤独・孤立対策の基本方針

*基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載)

- (1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- (2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
- (3)見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- (4)孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する

④孤独・孤立対策の施策の推進

具体的施策(法務省関連部分を三浦が抜粋)

(1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする：在留外国人に対する基礎調査、関係者ヒヤリングの実施、民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等、在留外国人に対する情報提供、人権相談、人権啓発活動の充実、保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化、医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇などの充実強化、新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置など

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる：人権相談、無戸籍者問題解消事業、FRESC ヘルプデスクの運用、

(3)見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保、刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施、保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化、民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等、

(4)孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する

地方公共団体における再犯防止の取組の推進、少年鑑別所(法務少年支援センター)による地域相談活動、医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化、離婚及びこれに関連する制度の検討、刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保、民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等

5「自分は誰かとつながっている」という感覚

上記 3、4 で記載したように、孤独・孤立対策に対しては内閣官房や各種省庁もその解決に乗り出しています。これまで善意の寄附等で進められてきた子ども食堂等への支援など

も含まれており、それ自体は望ましいことと考えられます。

しかし、一番大切なのは、1人1人が自身の中で誰かを排除・差別する気持ちがないか、社会は信じるに値する存在だと思えることができるかどうかを、コロナ禍で経済・社会が混乱し、その混乱が社会の中でも弱い部分により強くダメージを与えることを自覚できているかどうかをふりかえることではないでしょうか。

相談できずに抱え込むことによって、課題はより複雑化しなかなか解きほぐせない糸玉のような問題へと変わっていきます。その結果、身内や時には全く関係のない他者を巻き込んだ大きな事件に発展することもあります。「どうして相談しないのか」と責めることは簡単ですし、例えば鉄道への飛び込み自殺、他者を巻き込んだ拡大自殺等が発生するたびに、「死ぬなら一人で死ね」といった論調の意見が出ることもあります。しかし、インターネット上、しかも匿名で「死ぬなら一人で死ね」といった論調で当事者を叩くだけで解決することはまずなく、無責任な自己責任論が拡大していだけでしょう。そしてそういった社会に対して、もし自分が何らかの理由で躓きを経験したときに、「助けて」といえるでしょうか。諦めが先に立つのではないのでしょうか。

「相談する」ことは、相手に対する信頼や、「この社会は生きるに値する」「相談すれば応えてくれる」という社会に対する信頼があってこそ成り立つものだと私は考えます。また、「相談」は自分の困っていることを相手に開示するため、そのことで「弱みを握られる」といった懸念や、「相談してもどうせ無駄」という諦観があれば、相談することは難しいでしょう。

薬物依存症回復施設の運営を行い、ともに依存症からの回復について活動していた女性施設長から私は次のような言葉を聞いたことがあります。

「相談とは、何を相談するかではなく、誰に相談するかによって相談の質が異なってくる」これは、相談相手が相談内容に値するかしつかりと見極めること、そして相談相手との関係性について重視することだと私は理解しています。

課題や困難が全くない人生はないでしょう。仮に実在するとすれば、それは自らが解決すべき課題を他者にすべて任せている（あるいは誰かが先回りして解決している）ということが想定され、これは人が人として成長していく過程では望ましいこととは思えません。また、一見安定しているように見える人でも、内面では様々な葛藤を抱えています。そのことに対して思いを致さず、他者の表面的な幸せだけを見て相手を羨望し時にインターネット上などで誹謗中傷することも、あってはならないことだと考えます。

新型コロナウイルス感染拡大により、社会の格差・分断が一層拡大したと論じる見方もあります。しかしその一方で、私は自身が活動の端に加えていただいている子ども・若者支援が一層その活動を強化し、感染予防のための配慮を行ったパントリー等を実施していることを身をもって体験しています。

コロナ禍における国民に対する金銭的な給付については、対象の選定やその方法について様々に議論がなされました。国民一人一人に一律十万円の給付金が支給された際、それを自身のためではなく、誰かのための役立てようとした多くの人が存在することも実際に見てきました。私自身が子どもや若年女性を支援する活動の端に繋がっていたからです。そして、そうした体験をすることで、人間の善意やつながりの力を信じて生きることができています。

しかし「助け合い」「寄附行為」に全く関心を持たないある方から「そんなことをしても経済は回らない（から私にちょうだいよ）」とかなり強い口調で言われたという人もいます。

そう言った方は「経済を回す」ために温泉に繰り出す日々を送りながら、コロナ禍で go to が中止されると一転して「誰かにコロナを写される」と引きこもり、御家族に様々物資の送付を要求し、少しでも気に入らないと時間を問わず家族に激しい文句を入れてくる生活を続けておられました。実際にカードで支払いをしている御家族への言葉は一切なく、「望めば商品が無料で届くって便利な世の中ねえ」「ア○ゾンって、アラジンの魔法のランプと一緒にねえ」という言葉を繰り返されていたといいます（当然御家族が代金を支払っていることは御承知でした）。また、同種の商品を1週間のうちに何度も要求されていましたが、その品々は「一番お気に入り」のもの以外は消えていたといいます。リサイクルショップで現金化するため、縁の薄い方に対して自分への遺産分けを強く依頼された経緯もある方の方でしたので、その方独自の「賢い方法」で処分されていたのかもしれませんが。まさに「便利な世の中」を実感されていましたが、その一方でそうした暮らしは確実にその方の心身を蝕み、特に持病である精神疾患が悪化し、警察介入の結果非同意入院に至っています。多くの家族・親族が関わりを断つ中、最後まで支援の場に踏みとどまった御家族に対してすら、不満をぶつける日々を送るうち、見えないはずものが見え、聞こえるはずのない音が聞こえるようになっていったその方も確かにお辛かったです。しかし多くの犠牲を払い心身の健康を損ねながらも「周囲に迷惑をかけてはいけない」という一念で支援の場に踏みとどまられた御家族にとっては、本当にやりきれない思いがあったと思います（了解を得てこちらに記しています）。

しかし一方でその方は、一見好き放題の暮らしをしているように見えても、実際のところは、どれほど深い孤独の中にいたのか想像に難くありません。様々な要求（やそれに家族が対応することで自分の優位性を実感すること）

やその結果手にしたモノやカネは寂しさを一時的に埋める手段になり得たのかもしれませんが、介護保険を通じてケアをする人の出入りもありました。そこでもスタッフへのクレームを繰り返す人と認識されていたため、支援者との関係性も深まっていなかったと考えられます。

振り返って我が身のことを考えると、介護等を通じて多くの方にお支えをいただき、疾病を抱えつつも仕事と家庭、家族介護をなんとか両立させています。そこでいただいた御恩を忘れず、かつてお世話になった先輩方から諭された「恩を送る」ような気持ちで、当事者団体の活動に参加したり、今まさに介護に直面している方の見守りに関わっています。コロナ禍で例会が開けないときでも、メール等で連絡を取り合い励まし合うことが、厳しいコロナ禍の介護を支えていただいていると感謝しています。また、細々と続けているボランティア活動等も、リアルで出会える機会こそ減りましたが、そこに参加することで自分が社会とつながっているということを実感できます。何よりも制限の多い中で少しでも「良質の仕事」ができるよう心掛けるという公僕として当然のことが、コロナ禍の混乱の中で自分を保つことができる大きな要素であると実感しています。

勿論こうしたつながりを当然「そこにあるもの」と思ってしまうと、いつの間にか感謝の念を忘れてしまいます。つながりの存在に感謝し、関係性については常にメンテナンスを行っていくことが重要であると考えています。

平成30年版犯罪白書

内閣官房 HP（孤独・孤立対策）